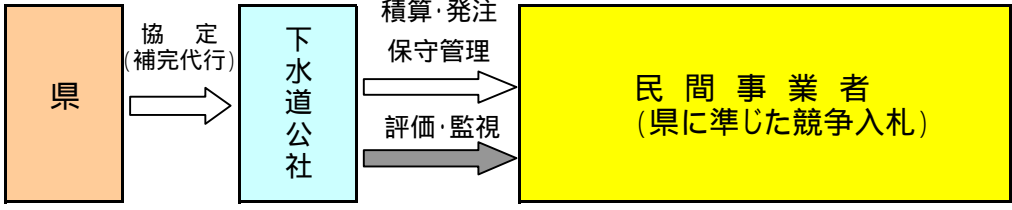
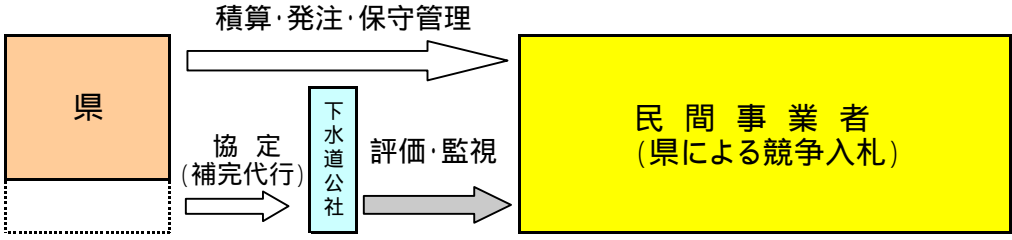
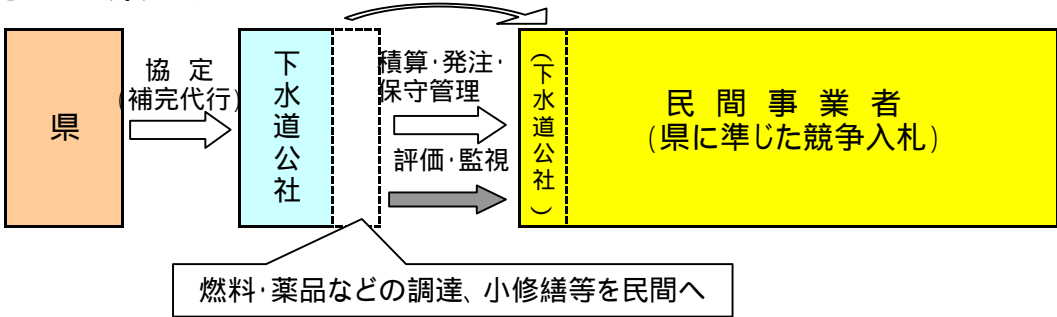
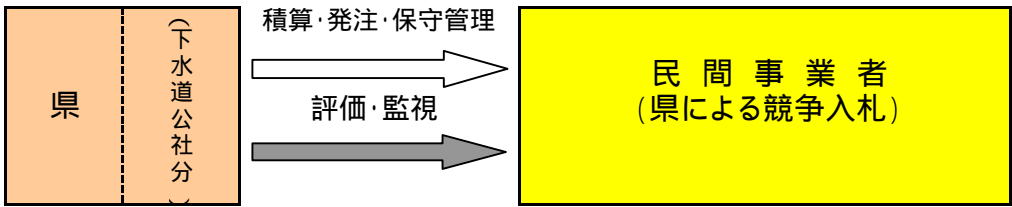
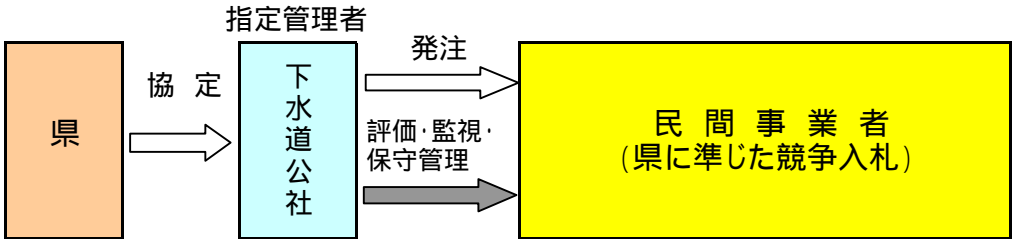
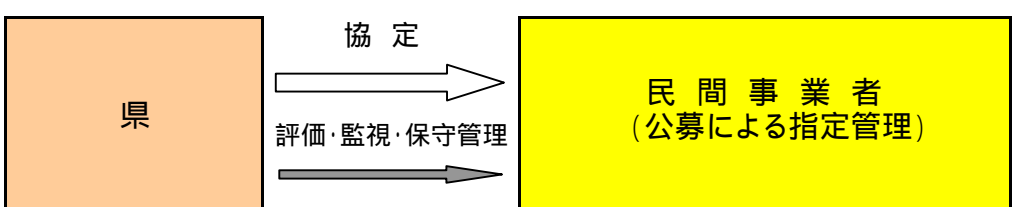


下水道の管理方式について

生活排水対策課 19.7.25

管 理 方 式	説 明	実 施 例 ( )内は処理場
<p>《現 状》</p> 	<p>下水道公社は、県内30市町村(41施設)の処理場の維持管理を受託</p> <p>下水道公社は、主として民間事業者に委ねられない積算・発注・保守管理、評価・監視を行う。</p> <p>現在でも下水道公社は、運転管理、修繕等を県に準じた競争入札により実施しており、市場原理が働いている。</p>	<p>伊那市(0) 駒ヶ根市(0) 小諸市(0.5) など</p>
<p>《改革基本方針》</p> 	<p>下水道公社は、市町村受託業務を見直し、管理・監督、積算に特化</p> <p>流域下水道の運転管理等は、県が直接発注</p> <p>下水道公社は、県から民間事業者が発注した運転管理の評価・監視を行う。</p> <p>[問題点1] 発注者が監視を行わないと適切な運転管理は困難</p> <p>[問題点2] 県の組織が肥大化 (行財政改革プランの組織のスリム化に逆行)</p>	
<p>《見直し案1》</p> 	<p>市町村下水道施設の維持管理には下水道公社が必要。流域下水道の維持管理にも公社を活用することが効率的</p> <p>下水道公社が行っている業務は可能な限り民間に委ね、公社は組織をスリム化 (職員数 87人(H19) 62人(H24) )</p> <p>下水道公社に対する評価監視員委員会を設置し、監査体制を強化</p> <p>情報公開については、県と同レベルで実施済</p>	
<p>《見直し案2》</p> 	<p>下水道公社の業務を県直営化</p> <p>[問題点1] 下水道公社がなくなると、市町村では独自の管理体制の構築が必要</p> <p>[問題点2] 県の組織が肥大化 (行財政改革プランの組織のスリム化に逆行)</p> <p>[問題点3] 下水道公社から県に維持管理の技術・ノウハウ等を移行させる時間と経費が必要</p>	<p>長野市(11) 松本市(14) 塩尻市(3) など</p>

参 考

<p>《下水道公社を指定管理者とした他県の例》</p> 	<p>下水道公社を指定管理者に指定し、下水道公社から民間事業者に委託</p> <p>ほとんどの県が、従来から下水道公社に委託していた業務をそのまま指定管理者の業務としている。</p> <p>本県と同様に、下水道管理者(県)が行うべき業務を、指定管理者である下水道公社に委託し、運転管理等を再委託</p>	<p>宮城県 石川県 愛知県 三重県 滋賀県 和歌山県</p>
<p>《民間業者を指定管理者とした他県の例》</p> 	<p>下水道管理者の業務は県が行い、運転管理等は指定管理者に委託</p>	<p>山口県 熊本県</p>

# 下水道管理者の業務について

19.7.25  
生活排水対策課

## 1 下水道管理者の業務

国土交通省から下水道管理者の業務について次のとおり通知されている。

「指定管理者制度による下水道の管理について」

平成16年3月30日 国土交通省下水道企画課長通知

「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」

平成16年3月30日 国土交通省下水道管理指導室長通知

「下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上等について」

平成17年3月31日 国土交通省下水道管理指導室長通知

包括的民間委託及び指定管理者制度は、下水処理場等の維持管理全般について受託者である民間事業者に委ねるのではなく、各業務分野における計画管理的な業務は下水道管理者が行わなければならない。

つまり、民間事業者に委託できる業務は下水処理場の運転等の事実行為のみである。

### 指定管理者、包括的民間委託における下水道管理者の業務

区 分	最後まで管理者側に残る業務	民間事業者への委託可能な業務
下水処理場の監理・運営	・契約のための事業費積算、発注 ・業務を適正に履行させるための評価・監視	・各業務ごとの実施計画策定・管理
原材料、薬品等の調達		・契約事務、支払、保管
汚泥等の廃棄処分	・手続と廃棄処分	-
水質分析試験	・放流水等の法定水質試験 ・分析試験計画の策定・管理	・自主的な水質試験
処理場の施設保全	・施設保全計画策定及び管理 ・改築、大規模修繕等の積算・発注	・小規模な修繕 ・定例的な保守点検
汚水処理の運転管理		・運転管理計画策定・管理 ・機械の運転監視 ・保守点検、水質測定等

← 現在公社に委託している業務 →

汚泥等の廃棄処分については、県で直接実施

## 2 下水道公社に県の業務を補完代行させる理由

(1) 流域下水道終末処理場は、高度な技術力を必要とする大規模なプラント設備である。下水道公社は、流域下水道に関し最も専門性の高い技術職員を擁し、かつ次の理由により県と同等に公平性を確保でき、安全に流域下水道の管理を任せられる県内唯一の団体であるため。

- ・公社は流域下水道の維持管理等を目的として平成3年に設立された公益法人である。
- ・公社の出捐金4千万円のうち2千万円は県から支出している。（残りは、市町村から）
- ・公社の最高意思決定機関である理事会の理事のうち2名は県の職員が就任している。

(2) 下水道公社は、平成3年の設立以来事故もなく安全確実に流域下水道の維持管理をしてきた実績を有する。

# 民間活力導入の推進と下水道公社自立へのアクションプラン(案)

項目・内容	細目	年度別状況									
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
民間活力導入の推進	【仕様発注】 【性能発注試行】	【仕様発注】	【性能発注試行】			【本格実施(包括的民間委託)】					
	運動管理業務の業務範囲の拡大	運動管理業務のみ	清掃業務、植栽管理業務、一部薬品調達等まで拡大			燃料・薬品などの調達、小修繕まで拡大					
	契約期間	単年度契約				複数年(3年間)契約					
下水道公社のスリム化	<p>県職員派遣数</p> <p>嘱託・口職員・職員の職数</p> <p>流域業務</p> <p>市町村業務その他</p>										
	公社全職員数(役員を含む)	86人	86人	87人	82人	78人	73人	70人	62人	62人	
	うち県派遣職員数	29人	29人	28人	24人	20人	15人	12人	0人	0人	
下水道公社の自立	プロパー職員の役職への登用数	3	4	7	8	10	11	12	14	15	
	資格取得の促進	139	164	172	187	202	210	218	220	222	
	目 標		具体的な育成方法					具体的内容		対象者	実施年度
	プロパー職員育成計画	管理・監督者の育成 プロパー職員を管理職に登用	経営管理・人事管理・業務管理マネジメント研修への参加					日本人事管理協会		年2~3名程度	H20~23
			県の行政実務経験					生活排水対策課等		年1名程度	H20~22
			県職員から日常業務を通じマネジメント力研修					職場研修		年2~3名程度	H20~23
	プロパー職員育成計画	どんな業務にも就ける知識を身に付ける 機動的な異動・配置転換 担当業務範囲の拡大	公益法人会計の基礎を学ぶ外部研修への参加					全国公益法人協会		年1名程度	H20~23
			資格取得の支援、事前研修への参加					日本下水道事業団等		年2~3名程度	H20~22
			外部への研修派遣、公社内部他機関での研修					機器メーカー等		年1名程度	H20~22
	プロパー職員育成計画	持っている能力のレベルアップを図る 専門技術の向上	国家資格等の取得支援・事前研修への参加					日本下水道事業団等		年15名程度	H20~23
専門職の確保					不足する電気・機械・財務会計の専門職の採用		4名程度	H20~23			
目標管理制度の導入		職務遂行力・業績評価制度の導入								H20~	
エコアクション21の認証取得		環境管理マネジメントシステムの構築と実践								H20~21	
公益財団法人への移行		公益法人制度改革法に基づく公益財団法人の認定申請								H20~	